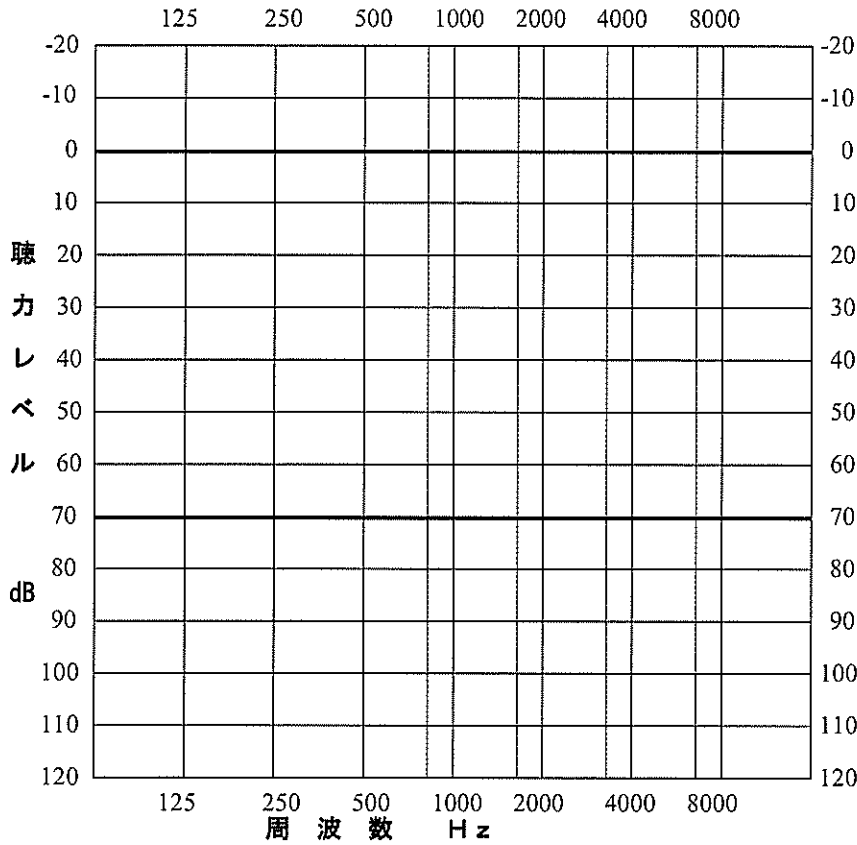


<b>医学的意見書</b> (聴覚・平衡・音声・言語又はそしやく機能障害用)					
氏名				年 月 日生	男・女
住所	埼玉県	郡市	町村		
① 障害名					
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他 ( )				
③ 疾病・外傷発生年月日	右 左	年 年	月 月	日・場所 日・場所	
④ 参考となる経過・現症	障害固定又は障害確定(推定) 右 年 月 日 左 年 月 日				
⑤ 障害認定所見	障害程度 ( 級相当) [ 軽度化による将来再認定 要 ・ 不要 (再認定の時期 年 月後 ) ]				
⑥ その他参考となる合併症状					
医療	区分	一般・更生・育成	期間	入院	日間・通院 日間 ( 回)
	事前検査 ・ 具体的方針 ・ 効果				
補装具	新・再・修	名称 ・ 処方 ・ 効果	補聴器・イヤモールド		
所見	医療機関名 所在地 診療担当科 医師名  年 月 日				

# 身体 の 状 況 お よ び 所 見

オーディオメーターの型式



気 導	
右	左
dB	dB
骨 導	
dB	dB

気 導	
右	左
○	×
骨 導	
□	□

- 1 聴力 右 dB 左 dB  
 (1) 単語による語音明瞭度 (右 % 左 % 両耳 %)  
 (2) 話・言葉による了解度

		右	左
大 声	耳介に接して	了・非	了・非
話 声	〃	了・非	了・非
話 声	40 cm 離れて	了・非	了・非

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見 (該当する障害の□に✓を入れ、必要事項を記述すること。)

- そしゃく・嚥下機能の障害→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
- 咬合異常によるそしゃく機能の障害→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

①そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

[ ]

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

(参考) 各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯留

○所見 (上記の枠内の観察点から、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

[ ]

イ 嚥下状態の観察と検査

(参考1) 各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

(参考2) 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容 (固形物、半固形物、流動食)
- ・誤嚥の程度 (毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○観察・検査の方法

- エックス線検査 ( )
- 内視鏡検査 ( )
- その他 ( )

○所見 (上記の枠内の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

[ ]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

[ ]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

[ ]

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[ ]

(2) その他（今後の見込み等）

[ ]

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球まひ、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球まひ、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーディオメーターで測定すること。

dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa・b・c

とした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a・b・cのうちいずれか1又は2におい

て100dBの音が聴取できない場合は、該当dB値を105dBとして当該算式に計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断をする症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別紙)の提出を求めるものとする。

(3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。